

前略ごめんください。

私は、『いのちジャーナル』と別冊宝島『病院に殺される』で、貴殿が院長を務められている清水市立病院の医療のことを執筆したルポライターの米本和広と申します。

この度、突然お便りを差し上げることにしたのは、貴殿が病院職員宛に通達された「職員の綱紀の保持について」を読み、とても疑問に思ったからです。

私は、清水市立病院の患者さんを中心に、病院の医師・看護婦・職員、元病院の医師・看護婦・職員など複数の人たちに取材した結果、清水市立病院で行われている医療にはあまりにも問題点が多いことがわかり、先の二つの媒体で原稿を発表しました。念のために申し添えておきますが、島根県で生まれ十八歳以降関東で暮らしている私には、清水市立病院とは何の利害関係もなく、したがって病院に含むところは一切ありませんでした。あまりのひどさに驚き、ペンを取っただけです。

個人的な思いなのですが、あれほど生々しい実例をあげながら原稿を書いたのだから、病院は改善・改革運動に乗り出すのではないかと期待しました。ところが、過日の議会で市長と貴殿は私の原稿のスタイルと文体に品がないと論評されるだけでした。情けない限りです。『いのちジャーナル』と違って、別冊宝島ではなぜあのような文体にしたのか、説明しておきましょう。

『いのちジャーナル』のあと、貴殿たちは反省したり病院の改善に乗り出そうとされることなく、私に情報を提供した人を特定することに奔走されました。そのため、元医師たちすらも情報ソースを割り出されることを大変恐れていました。悪徳企業ならいざしらず、清水市立病院は自治体病院です。このこと事態が異常なことです。

そこで、別冊宝島ではあのようにミスターXを登場させるスタイルを取ることによって、さらなる犯人探しが行われることを防がざるを得ませんでした。書き方には躊躇しましたが、大変失礼ながら、あの品のない文体は<市民を死に追いやるようなひどい医療をやっている病院>にふさわしいのではないかと思います。気分が害されたとしたら、謝ります。ただ、そのせいか、さしたる犯人探しが行われることがなかったことに安堵しておりました。

ところが、「職員の綱紀の保持について」を読んで驚きました。慶応大学医学部の医局出身の貴殿は誠意ある良識的な方とおりましたが、綱紀の保持とは名ばかりで、趣旨は職員の口封じではありませんか！

貴殿は文中で守秘義務のことに触れています。

「職員の間で医療従事者としてあるいは公務員としての守るべきルール、特に、守秘義務についてをもう一度認識を新たにすべきであると考えます」

公務員や医療従事者に課せられている守秘義務の性格規定については条文では触れていませんが、地方公務員法や医師法の趣旨からすれば、守秘義務は地方自治体の企業体（市立病院、貴殿を含む病院の経営幹部たち）や特定の医師集団の行為を隠蔽することを目的とはしていません。そうではなく、市民（患者さんたち）を保護するために守秘義務規定が設けられているのです。

二つの具体例をあげたほうがわかりやすいでしょう。ある医師が患者さんを受診し、エ

イズだということがわかる。そのことを第三者に話せば、明らかに守秘義務違反です。これは常識でしょう。

一方、病院で患者さんを取り違え、医療上のミスが発生する。病院はひたかくしにするも、看護婦が第三者に洩らしてしまう。この場合には「職業上知り得た秘密を漏らしてはならない」という守秘義務（地方公務員法第三十四条①）には抵触しません。なぜなら、医療過誤や劣悪な医療実態を明らかにすることは、患者さんを守ることにつながるからです。むしろ、まっとうな倫理観をもった職業人として市民から称賛されます。

私の取材に応じてくれた職員の方々は、守秘義務に違反するどころか、それとは逆に倫理観の強い職業人です。それを、貴殿は守秘義務を間違った解釈のもとに口封じの手段に使っているのです。ただただ呆れるばかりです。

地方公務員法の守秘義務規定の前条、第三十三条（信用失墜行為の禁止）にはこう定められています。よくお読みください。

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」

医療過誤や、病院がそれを認め反省しないために起こされる裁判は、「職の信用を傷つけ」る行為そのものでしょう。そればかりか、貴殿が書かれた先の口封じの一文も清水市立病院にとって「不名誉となるような行為」です。

貴殿は職員に、職員の何気ない言動が病院の信用を揺るがす結果につながる事にもなると忠告しています。これも先の口封じと同じなのですが、職員の何気ない言動ではなく医療過誤あるいは医療過誤未遂、それらに対する無反省な姿勢こそが病院の信用を揺るがすことにつながることになるのです。貴殿たちの姿勢は第三十三条に抵触している可能性があります。

次は質問です。

私は生々しい実例を、情報提供者が特定されない程度に具体的に紹介しました。然るに、貴殿は抽象的にこう語るのみです。

「今回の記事の内容は全く根拠のないもの、あるいは医療上不可欠な検査や処置の合併症までも医療ミスと故意にねじ曲げ、事実と反する事柄や、それらを針小棒大あるいは中傷を目的としておもしろおかしく書かれており怒りを禁じ得ません」

最初に申し上げましたように、私は清水市立病院に含むところが一切ないため中傷を目的として書く必然性はありません。それは貴殿が少し冷静になって考えればわかることです。また「検査や処置（にともなう）合併症」が、私が書いたどの事例にあてはまるか、具体的な提示がないため、まるでわかりません。確かに一般論でいえば、合併症は医療ミスではありませんが、医療技術に乏しい医師はよく合併症になるような処置を施します。病院のワーストランキングをつくるとすれば、合併症率の高さが一つの指標になるとも聞きました。

私が問題としたいのは、事実と反する事柄とか根拠のないことを記事にしているという指摘です。そうした指摘が真実であれば、いきなり市民の税金を使って裁判を起こさずと

も、抗議なり訂正要求をされるのが筋ではありませんか。もし抗議があれば、再度貴殿や担当医師、看護婦に取材し（以前直接取材の申し込みを拒否されましたが）、それが事実であれば、増刷のときには訂正したでしょう。あるいは謝罪文を書いたでもありましょう。然るに、貴殿から私はただの一度も抗議書をいただいたことはありません。これはどうしたことでしょうか。

「職員の綱紀の保持について」は全職員に通知されたようですから、名誉毀損の対象となる公的な文章です。貴殿が先に書いた一文は、職員に私が嘘つきであると言っているようなものです。明らかに、私に対する名誉毀損です。

貴殿に誠意があるのであれば次の質問に答えてください。

（１）公務員や医療従事者の守秘義務とは何か。理念、目的を含め具体的に教えて欲しい。

（２）私の原稿を事実無根とするのなら、その根拠は何か。具体的に説明して欲しい。

今後のこともあり、配達証明付でこの一文を送付することにしました。二週間以内に答えてください。

草々

1999年11月9日

石原直毅様

米本和広

（追記）貴殿の一文に「患者中心の医療」「患者さんとの相互信頼に基づいた医療」が強調されていました。常識で考えるに、こうしたことを清水市立病院の経営体が真に大切だと感じていたのなら、医療過誤訴訟など起きなかったとは思いませんか。貴殿たちが患者さんたちから信頼されていないから、五件（近くもう一件）もの裁判が起きたのでありませんか。もし、病院が患者さんを信頼していたのであれば、裁判を起こされそうな段階で、誠意ある話し合いの場を設けていただろうと考えるのが市民の常識感覚です。しかし、貴殿たち（自治体病院の責任者）は清水市民（自治体の構成員）である患者さんの訴えに真っ向から法廷という場で対決されてきました。「患者中心の医療」「患者さんとの相互信頼に基づいた医療」が聞いて呆れます。

「患者中心の医療」を真に重視されるのだったら、裁判の（元）原告、被害を受けた患者さんたちの意見を聞く場を公開で設けられてはいかがでしょうか。